粉骨に関する規約

サービスをご利用頂く前に必ずご一読下さい。

- ・ご遺骨の粉砕ができるのは市区町村より火葬許可を受け、正式に火葬された焼骨のみです、古いお骨に関してはご依頼主との関係が分かるように戸籍謄本や家系図などでご説明をお願いします。
- ・事件性の感じられるご遺骨についてはご依頼者に許可無く警察に連絡することもありますご了承下さい。
- ・粉骨を行うと一部の粉末は換気口より外部に流出します。100%全てのご遺骨を残すことは不可能ですので予めご了承下さい。
- ・湿気を含んだご遺骨、埋葬してあったご遺骨の粉骨には粉骨工程以外に 除菌乾燥工程が必要になり、それに伴い除菌乾燥費用が発生します。
- ・土泥などが着いているお骨は洗骨という工程が必要となり、洗骨料金が 別途発生します。
- ・金属部分の取り外しをお願いします、タッカー針、ねじ釘、金属ボタン、 眼鏡、医療器具の金属片、義歯など骨以外の物は粉骨出来ません、こち らに送られた場合は廃棄することになりますので予めご了承下さい。
- 一緒に送られた骨壺はこちらで処分致します。

当法人目的

この法人は一般市民に対し人生の終末期における諸問題や不安を少しでも解決に導き、各種勉強会や関連の事業活動を通して高齢者とその家族が健全で安心して暮らすことの出来る社会創りに寄与することを目的とします。